

令和5年度 公文書開示状況（令和5年11月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
29	R5. 11. 9	R5. 11. 22	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、清瀬市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和 5 年 1 0 月 6 日から令和 5 年 1 1 月 9 日までに新規に開設を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
30	R5. 11. 16	R5. 11. 24	食品関係営業台帳 （ただし、請求日現在、多摩立川保健所管内における食品関係営業台帳に登録されている下記施設	1	1														保健医療局多 摩立川保健所 企画調整課
31	R5. 11. 1	R5. 11. 27	医療法人〇〇の〇〇の歯科診療所開設許可申請書、歯科診療所開設届及び管理者の変更届並びに添付書類のうち管理者が医療法人の理事であることを示す書類	13	1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
32	R5. 11. 20	R5. 11. 28	美容所台帳（小平市において令和 5 年 1 1 月 2 0 日現在、営業を確認している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設所在地の郵便番号）		1														保健医療局多 摩小平保健所 企画調整課
33	R5. 11. 21	R5. 11. 30	多摩府中保健所が受理した感染症発生動向調査の基幹定点報告のうち、〇〇の報告に係る2020年1月から2023年6月までのMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症）の報告項目（感染者報告数、報告年月、疾病名）	4	1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
34	R5. 11. 16	R5. 11. 30	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所）（令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日までに新規に開設の届出を受けている施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
35	R5. 11. 16	R5. 11. 30	理容所台帳、美容所台帳及び旅館施設台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日までに新規に営業を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
36	R5. 7. 31	R5. 11. 2	立入検査結果（令和4年11月21日）（平成30年8月9日）	15	1														保健医療局医 療政策部医 療安全課
37	R5. 10. 19	R5. 11. 7	医療法人〇〇（ 4 9 7 法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医 療安全課
38	R5. 10. 19	R5. 11. 7	医療法人〇〇（ 8 法人分）の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの				1											対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医 療安全課
39	R5. 9. 13	R5. 11. 10	措置命令書（令和5年4月25日付）	3	1														保健医療局医 療政策部医 療安全課
40	R5. 9. 13	R5. 11. 10	・報告書（令和5年5月9日付） ・改善計画書（令和5年5月16日付）	14	1					1		1						病院職員の個人名が含まれるため条例第7条第2号に該当する。また、印影については犯罪の予防のため条例第7条4号に該当する。	保健医療局医 療政策部医 療安全課
41	R5. 10. 27	R5. 11. 10	医療法人〇〇（ 4 9 7 法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医 療安全課
42	R5. 10. 27	R5. 11. 10	医療法人〇〇（ 1 3 法人分）の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの				1											対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医 療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
43	R5. 9. 18	R5. 11. 17	令和5年8月4日から令和5年9月15日まで東京都健康安全研究センター疫学情報センターが主管とした各保健所でのコメンテーター会議の資料のうち、東京都健康安全研究センター疫学情報センターが取りまとめて表示した各保健所別にまとめた感染症法による届け出につき各保健所に対して行った内容確認や訂正を求めたFAXの枚数（件数）を示したグラフについて保健所の名前が入っている正本	1		1								1	1				コメンテーター会議は、都と各保健所が、感染症の発生状況等に関して情報共有や忌憚のない意見交換を通じて、相互の連携を深めることを目的に非公開で実施している会議であり、主催者である疫学情報担当は、各保健所との信頼関係構築に留意した運営を行っている。この会議で使用した資料については、 （7条5号） 都と都内各保健所間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため （7条6号） 公にすることにより当該事務の適切な遂行に支障を及ぼす情報であって、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため	保健医療局健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課
44	R5. 9. 25	R5. 11. 17	一般用医薬品 販売名「〇〇」（製造販売元：〇〇製薬株式会社）の医薬品製造販売承認申請書、承認申請書の添付資料（開示可能な資料全て）	338		1					1	1	1						（7条2号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため （7条3号）製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため （7条4号）公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局健康安全部薬務課
45	R5. 9. 25	R5. 11. 21	4 福保感防第1577号「東京都PCR等検査無料化事業に係る補助金交付決定について(その4)」(該当事業者以外99事業者については対象外)、4 福保感防第2246号「東京都PCR等検査無料化事業の交付金額の確定及び通知について(その11)」(該当事業者以外44事業者については対象外)、4 福保感防第3664号「東京都PCR等検査無料化事業に係る補助金変更交付決定について(その10)」(該当事業者以外76事業者については対象外)、5 福保感防第608号「東京都PCR等検査無料化事業の交付金額の確定及びその通知について(その78)」、実施計画書、東京都PCR等検査無料化事業に関する補助金について	393		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号） 公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼす恐れがあるため	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課